

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許中の工事設計の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ **A** ならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①の変更は、**B** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の **C** に合致するものでなければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けなければ	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準
2 総務大臣に届け出なければ	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準
3 総務大臣に届け出なければ	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準
4 総務大臣の許可を受けなければ	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準

A-2 次の記述は、船舶局等の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、**A**。
- ② 船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を**B**に変更があったときは、変更後船舶を**B**は、**A**。
- ③ ①及び②の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に**C**なければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継する	運行する者	申し出で検査を受け
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継する	所有する者	届け出
3 免許人の地位を承継する	運行する者	届け出
4 免許人の地位を承継する	所有する者	申し出で検査を受け

A-3 主任無線従事者に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、海上移動業務の無線局の主任無線従事者の職務としてこの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 無線局の無線設備の変更の工事又は無線設備の設置場所の変更を行う場合に、総務大臣の許可を受けること。
- 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。

A-4 次の記述は、第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）の範囲の一部について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲の主なものは、次のとおりである。

- ① 漁船（注1）に施設する空中線電力 □A□ の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）
注1 専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。
- ② ①に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）
(1) 船舶に施設する空中線電力 □A□ の無線設備（注2）の操作（□B□ による通信操作を除く。）
注2 船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。
- (2) 海岸局の空中線電力125ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作（注3）
注3 漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。
- (3) レーダーの □C□ の技術操作

A	B	C
1 250ワット以下	モールス符号	外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの
2 1キロワット以下	モールス符号	外部の調整部分
3 250ワット以下	無線電信	外部の調整部分
4 1キロワット以下	無線電信	外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

A-5 無線局の運用に関する次の事項のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するとき。
2 海岸局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
3 船舶局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

A-6 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、□A□ のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために□B□ ことができる。
- ③ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は□C□ について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 無線電話の送受信装置	臨時にその船舶局の運用の停止を求める	使用電波の型式若しくは周波数
2 無線電話の送受信装置	必要な措置をとることを求める	使用送信機又は空中線
3 受信装置	必要な措置をとることを求める	使用電波の型式若しくは周波数
4 受信装置	臨時にその船舶局の運用の停止を求める	使用送信機又は空中線

A-7 次の記述のうち、無線局運用規則（第3条、第5条、第6条及び第8条の2）の規定に照らし、時計の時刻の照合、電源用蓄電池の充電及び無線設備の機能の維持についてこれらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- 2 義務船舶局に備え付けておかなければならぬ時計は、その時刻を毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならぬ。
- 3 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならぬ。
- 4 義務船舶局の無線設備の補助電源用蓄電池並びに義務船舶局の双方向無線電話及び船上通信設備の電源用蓄電池は、毎日十分に充電しておかなければならぬ。

A-8 次の記述のうち、無線局運用規則（第19条の2、第23条、第26条、第31条及び第18条）の規定に照らし、海上移動業務における無線電話通信の一般通信方法としてこれらの規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、呼出しに対する応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「了解」の略語を送信するものとする。
- 2 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、「訂正」の略語を前置して正しく送信した適当の語字から更に送信しなければならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その空中線電力を低減して呼出しを行わなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代りに「各局」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-9 次の記述は、海上移動業務の無線局が緊急通信を受信した場合の措置について述べたものである。電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ② 海岸局及び船舶局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信（緊急通信のことをいう。）を受信したときは、□A□を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合には、□B□）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ③ 海岸局又は船舶局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局の責任者又は□C□に通報する等必要な措置をしなければならない。

A	B	C
1 現に通信中の場合	少なくとも3分間	船舶局の責任者
2 現に通信中の場合	少なくとも5分間	船舶の責任者
3 遭難通信を行う場合	少なくとも3分間	船舶の責任者
4 遭難通信を行う場合	少なくとも5分間	船舶局の責任者

A-10 次の記述のうち、電波法（第68条）及び無線局運用規則（第97条及び第99条）の規定に照らし、船舶局が安全信号等を受信した場合にとらなければならない措置に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、安全通信を受信したときは、必要に応じてその要旨をその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 船舶局は、他の船舶局が送信する安全通報を受信したときは、遅滞なく、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対してその安全通報を送信しなければならない。
- 3 船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信（安全通信のことをいう。）を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。
- 4 船舶局は、安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信（安全通信のことをいう。）を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信しなければならない。

A-11 次の記述は、他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局又は海岸局は、次に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
- (1) 遭難している船舶の船舶局又は遭難している航空機の航空機局が □ A 又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶又は海岸局の □ B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② ①の場合において、無線電話により遭難通報を送信しようとする場合における呼出しは、次の(1)から(4)までの区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする(注)。

注 156.8MHzの周波数の電波以外の電波を使用する場合又はその必要がないと認める場合若しくはそのいとまがない場合には、(1)の事項を省略することができる。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 警急信号 | 1回 |
| (2) □ C | 3回 |
| (3) こちらは | 1回 |
| (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |

A	B	C
1 自ら遭難警報	責任者	メーデーリレー（又は「遭難中継」）
2 遭難通信用の電波で遭難警報	責任者	各局
3 遭難通信用の電波で遭難警報	責任者又は無線従事者	メーデーリレー（又は「遭難中継」）
4 自ら遭難警報	責任者又は無線従事者	各局

A-12 次の記述は、遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、直ちにこれを □ A しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、□ B を適当な海岸局に通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに □ C 。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

A	B	C
1 その船舶の責任者に通知	当該遭難警報	応答しなければならない
2 その船舶の責任者に通知	これに応答し、かつ、当該遭難警報	応答してはならない
3 海上保安庁その他の救助機関に通報	これに応答し、かつ、当該遭難警報	応答しなければならない
4 海上保安庁その他の救助機関に通報	当該遭難警報	応答してはならない

A-13 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する免許内容の変更の命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、**A** 必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の**B** の指定を変更し、又は**C** の変更を命ずることができる。

A	B	C
1 電波の規整その他公益上	周波数若しくは実効輻射電力	無線局の無線設備の設置場所
2 混信の除去その他特に	周波数若しくは実効輻射電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
3 電波の規整その他公益上	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
4 混信の除去その他特に	周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所

A-14 免許人は、無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載しなければならない。
- 2 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に報告し、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告し、再度検査を受けなければならない。
- 4 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

A-15 次の記述は、遭難警報等について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が**A** にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- ② 遭難警報とは、地上の無線通信で使用される周波数帯での遭難呼出フォーマットを使った**B** 又は宇宙局を介して中継される遭難通報フォーマットのことをいう。
- ③ MF、HF及びVHF帯の遭難及び安全のための周波数で送信された遭難警報又は遭難呼出しを受信したすべての局は、**C** 直ちに中止し、それに続く遭難通信に備える。

A	B	C
1 重大かつ急迫な危険	デジタル選択呼出し	遭難通信に混信を生じさせるおそれがあるいかなる送信も
2 危険	直接印刷電信	遭難通信に混信を生じさせるおそれがあるいかなる送信も
3 重大かつ急迫な危険	直接印刷電信	すべての電波によるいかなる送信も
4 危険	デジタル選択呼出し	すべての電波によるいかなる送信も

B-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に**ア**。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、**イ** その免許状を**ウ** しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく**エ** を撤去しなければならない。
- ⑤ ④の規定に違反した者は、**オ** に処する。

- | | | | |
|-------------|----------------------|---------------|-------|
| 1 送信装置及び空中線 | 2 1箇月以内に | 3 届け出なければならない | 4 空中線 |
| 5 30万円以下の罰金 | 6 6月以下の懲役 | 7 3箇月以内に | 8 廃棄 |
| 9 返納 | 10 申し出て許可を受けなければならない | | |

B-2 次の表の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

電波の型式 の記号	電波の型式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
A 2 D	ア	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	イ
A 3 E	ア	ウ	電話(音響の放送を含む。)
G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	エ
J 3 E	オ	ウ	電話(音響の放送を含む。)
P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1 振幅変調で両側波帶 | 2 振幅変調で残留側波帶 |
| 3 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 | 4 ファクシミリ |
| 5 デジタル信号である2以上のチャネルのもの | 6 アナログ信号である単一チャネルのもの |
| 7 電信(自動受信を目的とするもの) | 8 電信(聴覚受信を目的とするもの) |
| 9 振幅変調で低減搬送波による単側波帶 | 10 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帶 |

B-3 次の事項のうち、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- イ 中短波帯の周波数の電波により船舶の航行に関する通信を行う場合
- ウ 26.175MHzを超える470MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合
- エ 総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- オ 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

B-4 総務大臣に対する報告に関する次の事項のうち、電波法（第80条）の規定に照らし、無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならないときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- イ 無線局が外国において、当該国の主管庁による検査を受けたとき。
- ウ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- エ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- オ 電波法第39条(無線設備の操作)の規定に基づき、選任の届出をした主任無線従事者に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせたとき。

B-5 次の書類のうち、電波法（第60条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事しない船舶の義務船舶局であって、国際通信を行わないものに備付けを要する書類を1、これに備付けを要しない書類を2として解答せよ。

- ア 免許状
- イ 無線業務日誌
- ウ 海岸局の局名録
- エ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- オ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧